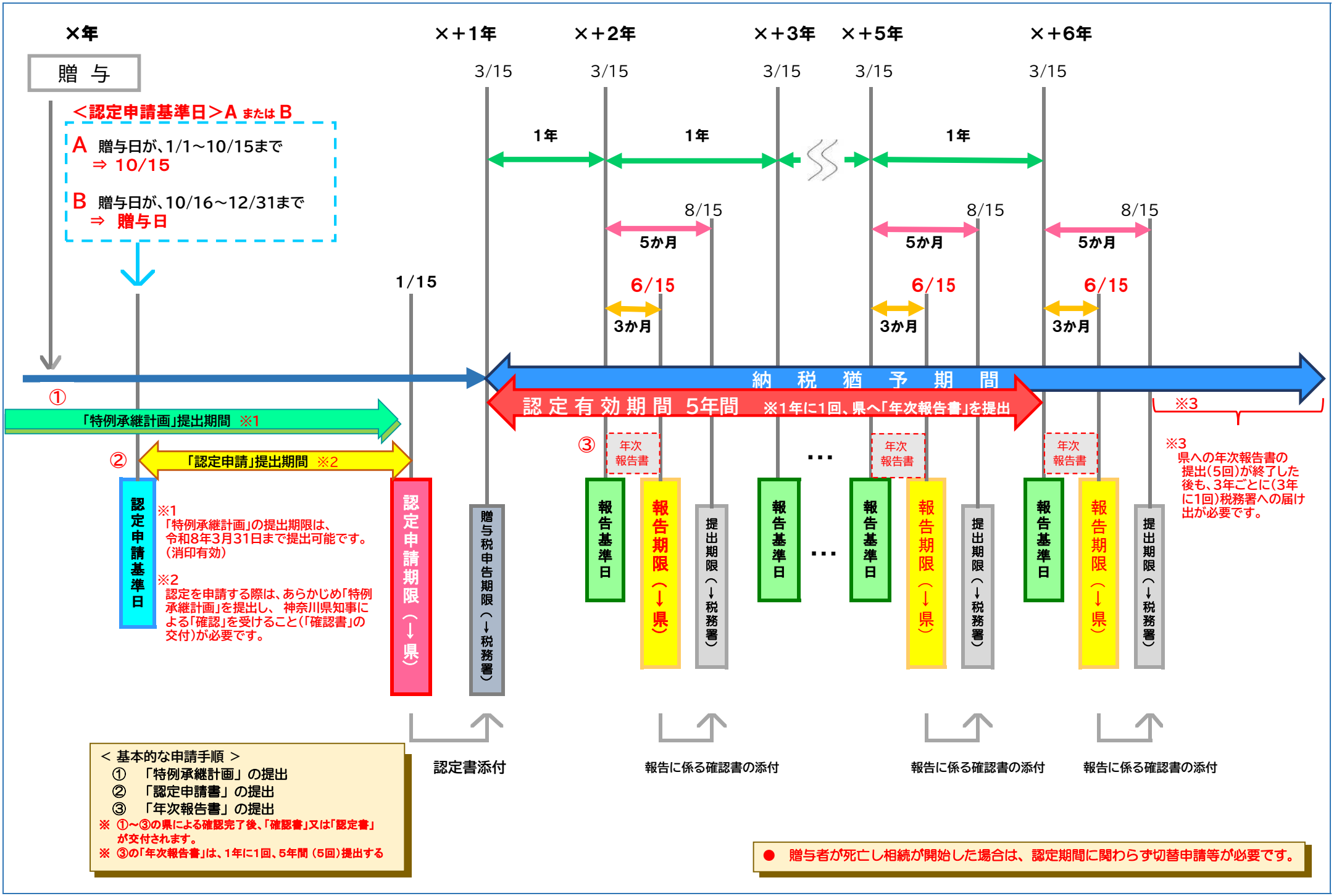
×年
×＋1年
×＋2年
×＋3年
×＋5年
×＋6年
贈 与
＜認定申請基準日＞A または B
A 贈与日が、1/1～10/15まで
⇒ 10/15
B 贈与日が、10/16～12/31まで
⇒ 贈与日
3/15
1年
8/15
5か月
6/15
3か月
1/15
納 税 猶 予 期 間
認 定 有 効 期 間 5年間 ※1年に1回、県へ「年次報告書」を提出
①
「特例承継計画」提出期間 ※1
②
「認定申請」提出期間 ※2
③
年次報告書
認定申請基準日
認定申請期限（→県）
贈与税申告期限（→税務署）
報告基準日
報告期限（→県）
提出期限（→税務署）
※1
「特例承継計画」の提出期限は、令和8年3月31日まで提出可能です。（消印有効）
※2
認定を申請する際は、あらかじめ「特例承継計画」を提出し、神奈川県知事による「確認」を受けること（「確認書」の交付）が必要です。
※3
※3
県への年次報告書の提出（5回）が終了した後も、3年ごとに（3年に1回）税務署への届け出が必要です。
認定書添付
報告に係る確認書の添付
報告に係る確認書の添付
報告に係る確認書の添付
＜ 基本的な申請手順 ＞
① 「特例承継計画」の提出
② 「認定申請書」の提出
③ 「年次報告書」の提出
※ ①～③の県による確認完了後、「確認書」又は「認定書」が交付されます。
※ ③の「年次報告書」は、1年に1回、5年間（5回）提出する
● 贈与者が死亡し相続が開始した場合は、認定期間に関わらず切替申請等が必要です。